

改正

平成5年4月1日
 平成6年4月1日
 平成7年4月1日
 平成8年4月1日
 平成9年4月1日
 平成17年4月1日
 平成28年4月1日
 平成28年7月29日
 平成29年4月1日
 平成29年6月1日
 平成30年4月1日
 平成31年4月1日
 令和4年4月1日

学校法人玉川学園教育研究活動等点検調査委員会運営細則

第1条 学校法人玉川学園教育研究活動等点検調査委員会規程（以下「本委員会規程」という。）第6条に基づき、本運営細則を定める。

第2条 本委員会規程第1条第3項の点検・調査・分析・評価（以下「点検・評価等」という。）の項目は次の各号による。

- (1) 教育目標等学校運営の根幹に関する事
- (2) 教育活動に関する事
- (3) 学生、生徒等の支援に関する事
- (4) 研究活動に関する事
- (5) 教員組織に関する事
- (6) 教育研究等環境に関する事
- (7) 国際教育・交流に関する事
- (8) 社会貢献・社会連携に関する事
- (9) 管理運営に関する事
- (10) 本委員会の組織・手続きに関する事

2 前項の細目は別に定める。

第3条 本委員会規程第1条第2項の目的を達成するために、前条の項目及び細目に応じた統計調査を行う。

2 前項の統計調査の実施方法及び結果の公表方法については別に定める学校法人玉川学園指定統計調査に関する取扱要領による。

第4条 本委員会規程第2条第3項の分科会は次の各号による。

	〈分科会名称〉	〈基本構成〉	〈まとめ役〉	〈事務主管部署〉
(1)	学園分科会	K-12協議会（学園長、副学園長、理事を除く）	学園教学部長	学園教学部学園教学課
(2)	大学分科会	大学共通部会の座長、教育学術情報図書館長、教育学部事務部長	教学部長	教学部教務課
(3)	管理運営分科会	法人部長会（理事長、常務理事及び理事を除く）	総務部長	総務部総務課

2 前項各号の分科会のうち第2号には学部等ごとの点検・評価を行うため、次の部会を置く（総称して「学部・研究科部会」という）。学部・研究科部会における点検・評価等の結果の適切性及び、その結果に基づく全学的観点からの点検・評価等は大学分科会が担当する。

〈学部・研究科部会〉

	〈部会名称〉	〈基本構成〉	〈まとめ役〉	〈事務主管部署〉
(1)	文学部会	文学部の部長・主任、文学研究科長	文学部長	教育学部
(2)	農学部会	農学部の部長・主任、農学研究科長	農学部長	
(3)	工学部会	工学部の部長・主任、工学研究科長	工学部長	
(4)	経営学部会	経営学部の部長・主任、マネジメント研究科長	経営学部長	
(5)	教育学部会	教育学部の部長・主任、教育学研究科長、教職大学院科長	教育学部長	
(6)	芸術学部会	芸術学部の部長・主任、芸術専攻科主任	芸術学部長	
(7)	リベラルアーツ学部会	リベラルアーツ学部の部長・主任	リベラルアーツ学部長	
(8)	観光学部会	観光学部の部長・主任	観光学部長	
(9)	脳科学研究部会	脳科学研究科の科長・教務担当	脳科学研究科長	

3 全学的観点の点検・評価を行うことを目的として、学園分科会及び大学分科会は必要に応じて法人部門の部長及び教育情報・企画部長を招集することができる。

4 専門職学位課程の点検・評価等の体制は別に定める。

5 第1項各号の分科会のうち第2号には大学共通事項の点検・評価を行うため、次の部会を置く（総称して「大学共通部会」という）。大学共通部会における点検・評価等の結果の適切性及び、その結果に基づく全学的観点からの点検・評価等は大学分科会が担当する。

〈大学共通部会〉

	〈部会名称〉	〈基本構成〉	〈まとめ役〉	〈事務主管部署〉
(1)	教務部会	教務委員会	教学部長	教育学部
(2)	教員養成部会	教職課程委員会、教育学部	教師教育リサーチセンター長	教師教育リサーチセンター
(3)	国際教育部会	国際教育推進委員会、教育学部	国際教育センター長	国際教育センター
(4)	E L F 部会	E L F 運営委員会、教育学部	E L F センター長	E L F センター
(5)	大学院教務部会	大学院教務委員会	教学部長	教育学部
(6)	研究活動部会	学術研究所長、脳科学研究所長、量子情報科学研究所長、教学部長、学部長、研究科長、教育博物館長、T A P センター長、教育学部事務部長	学術研究所長	学術研究所研究促進室
(7)	教員組織部会	教学部長、教育学部事務部長、学部長、学術研究所長、脳科学研究所長、量子情報科学研究所長	教学部長	教育学部
(8)	入試広報部会	入学試験運営委員会（学長、副学長、理事を除く）	入試広報部長	入試広報部
(9)	学生生活支援部会	学生委員会、学生担当	学生支援センター長	学生支援センター
(10)	キャリア・就職指導	キャリア・就職指導委員会	キャリアセンター	キャリアセンター

部会	長
----	---

- 6 第1項各号の分科会、第2項各号及び第4項各号の部会の点検・評価等の項目は別に定める。
- 7 第1項各号の分科会、第2項各号及び第4項各号の委員及び事務担当は毎年度当初理事長が委嘱する。
- 8 委員長は必要あると認めたとき第2項及び第4項以外の部会を置くことができる。
- 第5条 各部会の分担以外の項目及び細目等については大学分科会が直接担当する。
- 第6条 各分科会・部会等における点検・評価等の結果と、その結果に基づく改善施策については委員長に上申しなければならない。
- 第7条 委員長は各審議会議に対し、点検・評価等の結果を受け改善事項の指摘を行うこととする。各審議会議は改善策を検討し、学部・研究科、部署等に改善を指示する。
- 第8条 本委員会及び各部会等が行う点検・評価等の進行手順詳細は別記の通りとする。

附 則

この細則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日）

この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月29日）

この細則は、平成28年7月29日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日）

この細則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(別記) 教育研究活動等点検調査委員会 自己点検・評価手順

